

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
施行規則

令 和 2 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 条例第3条第2項の規定で定める会計年度任用職員の報酬の額は、その者が新たに常勤の職員となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数をいう。）を乗じて得た額に、当該額を基礎として大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号（以下「給与条例」という。）第13条第2項の規定の例により算出した地域手当の額に相当する額を加算した額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額（以下「基本報酬月額」という。））とする。

2 前項のその者が新たに常勤の職員となったとしたならば受けることとなる号給は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の各区分に定める職務の号給（以下この項において「職務区分号給」という。）を基礎として大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給料に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第10号（以下「給料規則」という。）第9条の規定の例により算出した号給とする。

(1) 行政職

- ア 一般事務A 1級9号給
- イ 一般事務B 1級9号給
- ウ 一般事務補助 1級9号給

(2) 医療職 (一)

- ア 薬剤師 1級25号給
- イ 栄養士 1級15号給
- ウ 歯科衛生士 1級15号給

(3) 医療職 (二)

- ア 保健師 1級21号給
- イ 看護師 1級21号給
- ウ 準看護師 1級5号給

3 前項各号に規定する会計年度任用職員の職務区分号給に36号給を加算した号給（以下「最高号給」という。）を超える場合にあっては、最高号給とする。ただし、一般事務Aにあっては16号給又は一般事務補助にあっては零号給を最高号給とする。

4 次の各号に掲げる場合におけるその者に支給する報酬の額は、当該基本報酬月額に当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) その者が、一の月において、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した場合 常勤の職員の例により算出した時間外勤務手当の額に相当する額
- (2) その者が、一の月において、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 常勤の職員の例により算出した夜間勤務手当の額に相当する額

(初任給決定の特例)

第3条 会計年度任用職員の任期が満了した場合において、その者が任期満了の日又はその翌日に再び同一の職に任用された場合の報酬の決定については、当該任期満了の日に受けていた報酬の基礎となる号給に、12月につき4号給を基礎として給料規則第16第5項の規定の例により算出した号給を加えた号給（その号給が最高

号給を超える場合は最高号給) に相当する報酬とする。

(離職に係る支給の特例)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第7項に規定する条件付採用期間中に離職したとき
- (2) 法第28条第4項の規定により失職したとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該会計年度任用職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるとき

2 条例第5条第2項ただし書の規則で定める事由は、法第28条第1項第1号又は第3号に該当することとする。

(報酬の日割計算)

第5条 会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、特別の事情のない限り、条例第5条第4項に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業を始め、又は育児休業の期間の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(以下「公傷病」という。)のため勤務に服することができなくなり、又は公傷病が治癒したことにより勤務に服すこととなった場合

2 月の初日から引き続いて休職にされている会計年度任用職員、育児休業をしている会計年度任用職員、停職にされている会計年度任用職員又は公傷病のため勤務に服することができない会計年度任用職員が、支給日後に復職し、職務に復帰し、又は勤務に服することとなった場合には、その会計年度任用職員に係る報酬をその日以後速やかに支給するものとする。

(期末手当)

第6条 会計年度任用職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者を除き、常勤の職員の例により、期末手当を支給する。

(1) 任期が6月末満の職員（前年度から引き続き同等の職に任用されている場合であって、前年度と通算して6月以上の任期を有することが当初から明らかである職員を除く。）

(2) 1週間当たりの勤務時間数が15時間30分未満の職に就く職員
(費用弁償)

第7条 条例第10条第2項の規則で定める交通の用具は、自転車、原動機付自転車、自動車その他これらに類するものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める額は、常勤の職員の例に準じて算出した額とする。
3 条例第10条第2項ただし書の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員以外の会計年度任用職員とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（身体障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる身体障害に属する程度のものをいう。以下同じ。）のため歩行が困難な職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員で

あって交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。